

社会福祉法人宗像会役員等の報酬等に関する規程

第1条 この規程は、社会福祉法人宗像会の役員、評議員、苦情解決第三者委員及び評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

（理事会及び評議員会の出席）

第3条 役員が理事会又は評議員会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支給する。ただし、同一日に開催した評議員会及び理事会に出席したときは、一回分の報酬及び費用弁償を支給するものとする。

- 2 前項の会議の出席のため、自家用車で有料道路を利用する場合は、利用区間が、区間距離（乗り継ぎを含む。）25キロメートル以上の区間については、利用料金を支給することができる。（領収書添付のうえ実費精算）
- 3 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

（評議員選任・解任委員会の出席）

第4条 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支給する。

- 2 前項の委員会の出席のため、自家用車で有料道路を利用する場合は、利用区間が、区間距離（乗り継ぎを含む。）25キロメートル以上の区間については、利用料金を支給することができる。（領収書添付のうえ実費精算）
- 3 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

（理事長の報酬）

第5条 理事長が行う法人及び施設の運営に関する業務に対して、別表2に定める報酬を支給する。

- 2 月の途中で異動があったときの報酬は、日割り計算とし、死亡によりその職を離れたときは、その月までの報酬を支給する。

（役員等の報酬等）

第6条 役員等が次に示す業務を行った場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支給する。

- （1）理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たったとき
- （2）評議員が評議員会以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてそ

の業務に当たったとき

(3) 苦情解決第三者委員が苦情解決のために業務を行ったとき

- 2 前項の業務遂行のため、自家用車で有料道路を利用する場合は、利用区間が、区間距離（乗り継ぎを含む。）25キロメートル以上の区間については、利用料金を支給することができる。（領収書添付のうえ実費精算）
- 3 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(監事監査等の実施)

第7条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合及び行政機関による監査の立会いを行った場合は、別表1により報酬及び費用弁償を支給する。

- 2 前項の監事監査等の実施のため、自家用車で有料道路を利用する場合は、利用区間が、区間距離（乗り継ぎを含む。）25キロメートル以上の区間については、利用料金を支給することができる。（領収書添付のうえ実費精算）
- 3 交通費の実費が費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第8条 役員等が、法人業務のために出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。ただし、自家用車を使用の場合は、1キロメートル当たり30円を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 本規程を改正する必要がある場合は、評議員会の議決を経なければならない。ただし、評議員選任・解任委員会委員に関する事項については、理事会の議決により改正することができる。

- 2 前項のただし書きにより、評議員選任・解任委員会委員の報酬等を改正したときは、評議員会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

名 称	報 酬	費用弁償の額
理 事 会 出 席	5,000円	2,000円
評 議 員 会 出 席	5,000円	2,000円
監 事 監 査 ・ 指 導 等	5,000円	2,000円
評議員選任・解任委員会出席	5,000円	2,000円

別表2

名 称	報 酬		費用弁償の額
理 事 長 業 務	月額	200,000円	0円
理 事 業 務	日額	10,000円	2,000円
評 議 員 業 務	日額	10,000円	2,000円
苦情解決第三者委員	日額	10,000円	2,000円

別表3

旅 費	宿泊費	日 当	その他
実 費	13,100円	2,000円	実 費